

度会町電気自動車等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月7日

度会町長 中 村 忠 彦

度会町告示第35号

度会町電気自動車等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素化の観点から、電気自動車等を購入した者に対し、予算の範囲内において、度会町電気自動車等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金を交付することについて、度会町補助金等交付規則（昭和57年度会町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 電気自動車等 電気自動車又は燃料電池自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池（鉛電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (4) 新車 法第7条第1項の規定による新規登録を受ける自動車をいう。

(補助の対象となる車両)

第3条 補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、4輪以上の電気自動車等とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 度会町内（以下「町内」という。）に住所を有する個人であること。
- (2) 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が町内であること。
- (3) 法第7条第1項の規定による新規登録を受けていない、電気自動車等を新車で購入し、初度登録年月日が令和6年4月1日以降であり、補助金申請日が初度登録の翌日から起算して1年を経過していないこと。
- (4) 購入した車両が、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「CEV補助金」という。）の交付規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の対象車両として認定され、CEV補助金の交付を受けていること。
- (5) 交付対象者は、自動車検査証に記載された所有者であり、かつ、使用者であること。ただし、割賦払いにより購入し、車両の所有者と使用者が異なる場合は、

割賦払い終了後に、所有権が移行されることが確認できる場合において補助金の対象とするものとする。

- (6) 販売及び貸与を目的とした購入ではないこと。
- (7) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 度会町暴力団排除条例（平成23年度会町条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、電気自動車等1台につき100,000円とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ度会町電気自動車等購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、度会町（以下「町」という。）が別に定める期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象車両の自動車検査証及び登録事項等証明書の写真
- (2) 補助対象車両の購入代金の領収書の写真（割賦払いによる購入の場合は、その契約書の写真）
- (3) CEV補助金の交付額確定通知書等の写真
- (4) 申請者の本人確認書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により、申請があったときは、その内容を審査し補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、度会町電気自動車等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに度会町電気自動車等購入費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条に規定する補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助対象車両の譲渡又は販売の禁止）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日以後、4年を経過するまで、補助対象車両を第三者（同居の家族を除く。）に譲渡し、又は販売してはならない。

（決定の取消し等）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
 - (3) その他この要綱の規定に違反したと町長が認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに度会町電気自動車等購入費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該申請者に通知する。
 - 3 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助

金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付決定者にその返還を命ずることができる。

(処分の制限)

第12条 交付決定者は、補助対象車両を4年以内に処分をしようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により処分承認申請書の提出があったときは、補助金相当額の返還を求めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象車両を処分することが確認できたとき。

(2) 病気等の事由により、自動車の運転が困難になり、自動車運転免許証を返納したことが確認できたとき

(3) その他町長が認めたとき。

(管理義務)

第13条 交付決定者は、補助対象車両を常に良好な状態で管理し、エコドライブに努めなければならない。

(調査協力)

第14条 交付決定者は、町が実施する環境施策等に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。